

令和8年6月1日

各事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金（令和5年度繰越分を含む）にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出について（依頼）

日頃は、本市の高齢者福祉事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。貴法人が運営している介護保険事業所等におきましては、令和6年度地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金（令和5年度繰越分を含む）を受けられました。そのため、名古屋市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金第10条(5)に基づき「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」をご提出いただく必要がございます。（控除税額が0円であっても提出が必要です。）

つきましては、以下のとおり必要書類を介護保険課までご提出ください。

## 1 提出書類

- (1) 令和6年度事業分地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）
- (2) 添付書類
  - ① 上記(1)の「4 補助金返還額」がある場合
    - ア 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し（第1表、第2表）
    - イ 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表の写し（付表2）
    - ウ 返還額の計算書等（任意様式）
  - ② 上記(1)の「4 補助金返還相当額」がない場合
    - ア 別紙
    - イ 返還額が0であることが確認できる書類の写し（別紙参照）

※1 上記「様式第3号」及び「別紙」はNAGOYAかいごネット（事業者向けページの[新着情報（令和8年6月1日）](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2026052200043/)）に掲載しています。

<https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2026052200043/>

※2 法人単位ではなく[事業所ごとに作成](#)してください。

※3 [令和6年度](#)事業分（令和5年度繰越分を含む）の補助金にかかるものです。

※4 内容については担当税理士等にご確認ください。

（次ページあり）

## 2 提出期限及び提出方法

### (1) 提出期限

**令和8年7月3日(金)**

### (2) 提出方法

メールもしくは郵送

### (3) 提出先（全施設サービス共通）

#### ●メールアドレス

メール送信される場合は、件名に「事業所名(国交付金の仕入控除税額報告)」と入力してください。

施設指定担当	a2539@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp
--------	--------------------------------------

#### ●郵送

〒460-0008 名古屋市中区栄三丁目7番12号 サカエ東栄ビル3階  
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課施設指定担当

お問合せ先

健康福祉局介護保険課 施設指定担当

Tel 052-212-6533

#### 【参考】

名古屋市地域介護・福祉空間整備等施設整備費補助金交付要綱

(交付の条件)

第10条 補助金は、次に掲げる条件を付して交付するものとする。

(5) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月1日までに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。